

○中国地方整備局告示第51号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年7月20日

中国地方整備局長 水谷 誠

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 県道六条院東里庄線改築工事（岡山県浅口郡里庄町大字新庄字味噌ヶ谷地内から同町大字新庄字狐岩地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岡山県浅口郡里庄町大字新庄字味噌ヶ谷、字長山、字金堂及び字狐岩地内
- 2 使用の部分 岡山県浅口郡里庄町大字新庄字味噌ヶ谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県浅口市鴨方町六条院西字薄井地内から同県浅口郡里庄町大字新庄字川南地内までの延長2.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道六条院東里庄線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道六条院東里庄線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき岡山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岡山県が道路管理者となること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

- (1) 得られる公共の利益

本路線は、岡山県浅口市鴨方町六条院東を起点とし、同県浅口郡里庄町に至る延長約 5.4km の路線であり、沿線地域の産業、住民等地域間を支える幹線道路である。本路線は、倉敷市から笠岡市に至る主要幹線道路である一般国道 2 号と並行する道路であり、沿道には住家、事務所等が連たん・集積していることなどから、地域間を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしている。

一般国道 2 号が通過する倉敷市は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）による国際拠点港湾に指定され、中国地方第一位の取扱貨物量を誇る水島港や岡山県内の製造品出荷額の 4 割を占める水島工業地帯を擁する地域であり、水島港に輸入されたコンテナの輸送や水島工業地帯における原材料調達、製造品輸送等に一般国道 2 号が利用されている。

しかしながら、一般国道 2 号のうち浅口市金光町佐方地内の佐方交差点から笠岡市用之江地内の用之江交差点までの区間においては、水島港及び水島工業地帯を発着点とする県内外への物流交通に広く利用されているとともに、笠岡市等の既成市街地を通過し、周辺に店舗、公共施設、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査によると、一般国道 2 号の自動車交通量は、浅口郡里庄町大字浜中地内で 27,012 台／日、笠岡市金浦地内で 23,460 台／日であり、混雑度はそれぞれ 1.62、1.68 となっている。

このような状況に対処するため、国土交通省において、浅口市金光町佐方地内から笠岡市茂平字長瀬地内までの区間を全体計画区間として、4 車線の自動車専用道路を建設する「一般国道 2 号改築工事（玉島・笠岡道路及び笠岡バイパス）」（以下「一般国道 2 号改築工事」という。）が計画され、浅口市鴨方町六条院西地内に鴨方インターチェンジ（仮称）（以下「インターチェンジ」は「IC」という。）及び浅口郡里庄町大字新庄地内に里庄 IC（仮称）が計画されたものである。

本件事業は、鴨方 IC（仮称）及び里庄 IC（仮称）と一般国道 2 号を結ぶアクセス道路として計画されたものであり、本件事業の完成により、一般国道 2 号改築工事と一体となって、一般国道 2 号における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、鴨方 IC（仮称）から里庄 IC（仮称）の区間は、並行する玉島・笠岡道路の都市計画手続きにおいて、都市計画決定権者である岡山県知事が、環境影響評価法等に基づき、平成 12 年 7 月に玉島・笠岡道路と一体的に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質及び振動については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値がみられるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降

に新たに得られた知見を踏まえ、令和元年 10 月等に環境影響評価法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足すると評価され、騒音については環境基準を超える値がみられるものの、自動車の走行に係る騒音は、玉島・笠岡道路に遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されていることから、国土交通省において当該措置を講ずることとしており、また、工事の実施に伴う騒音は、敷地境界付近に防音シートを設置することにより環境基準を満足すると評価されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。全体計画区間の起点である浅口市鴨方町六条院西字薄井地内から鴨方 I C（仮称）までの区間及び里庄 I C（仮称）から全体計画区間の終点である浅口郡里庄町大字新庄字川南地内までの区間は、起業者が令和 2 年 2 月に環境影響評価法等に準じて任意で大気質、騒音及び振動について検証を行っており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

また、同評価等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているハイタカ、トノサマガエル、ドジョウ及びシマヒレヨシノボリ等及びその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズオオバコ、準絶滅危惧として掲載されているトチカガミが確認されている。これらについて本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境又は生育環境が広く残されることなどから、影響はない又は極めて小さいと予測されている。なお、起業者は、工事中に重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、適切な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は岡山県教育委員会と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、一般国道 2 号改築工事と一体となって、一般国道 2 号における交通混雑の緩和を図ることを目的として、道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成 24 年岡山県条例第 80 号）（以下「岡山県条例」という。）で定める第 3 種第 2 級の規格に基づきバイパス方式及び現道拡幅方式により 2 車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、岡山県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、鴨方 I C（仮称）と里庄 I C（仮称）の間については、平成 12 年 8 月 29 日に都市計画決定された都市計画と、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。里庄 I C（仮称）から一般国道

2号までの間については、昭和44年5月20日に都市計画決定され、平成12年8月29日、平成23年3月29日及び平成29年2月28日に変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているものである。全体計画区間の起点である浅口市鴨方町六条院西字薄井地内の交差点と鴨方IC（仮称）の間については、現道拡幅案（以下「申請案」という。）、最短ルート案の2案による検討が行われている。申請案と最短ルート案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多くなるものの支障物件が少ないこと、現道を利用するため施工時の切り回しが多くなるが、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、一般国道2号における交通混雑の緩和を図るため計画された一般国道2号改築工事と一体となって、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道2号玉島笠岡間整備促進協議会及び里庄町長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県浅口郡里庄町役場